

建設現場一斉閉所の取組における 対象工事金額の見直しについて

本市建設局が実施している建設現場一斉閉所の取組について、「堺市契約規則等の一部を改正する規則（堺市規則第 60 号）」により基準額の引上げが令和 7 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、令和 6 年 6 月にお知らせしている「建設現場一斉閉所の取組拡大について（通知）」における対象工事金額を令和 7 年 10 月 1 日より「予定価格 400 万円を超えるすべての建設工事」に見直しますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

(参考)

令和 6 年 6 月 3 日
堺 市 建 設 局

建設現場一斉閉所の取組拡大について（通知）

令和 6 年 4 月の建設業への時間外労働の上限規制適用を受け、公共工事における週休 2 日の実現を更に推進するため、近畿ブロック発注者協議会参加機関が発注する建設工事現場において、令和 6 年 6 月から一斉閉所の取組を拡大して実施することになりました。

これに伴い、本市におきましても下記のとおり現場一斉閉所の取組を拡大して実施することになりましたので、通知いたします。

記

1. 対象工事

- ・ 予定価格 2 5 0 万円超（税込み）のすべての建設工事
ただし、災害復旧工事、単価契約工事、工期や現場条件等により制約のある工事等は除きます。

2. 現場一斉閉所実施日

- ・ 令和 6 年 6 月以降の毎月第 2 ・ 第 4 土曜日

3. 取組内容

- ・ 現場一斉閉所実施日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所で事務作業を含めて、1 日を通して当該工事に係る作業を行わない。

（堺市建設局週休 2 日制工事試行要領における「現場閉所」の定義に基づく）

4. 備考

- ・ 現場一斉閉所が実施できなかった場合でも、工事成績評定点の減点等の罰則はありません。

問 い 合 わ せ 先

担当課 : 建設局 土木部 土木監理課
電 話 : 0 7 2 - 2 2 8 - 7 4 1 6